

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）

「企業年金等の適正な運営を図ること」について

平成22年8月

年金局企業年金国民年金基金課(中村博治課長)[主担当]

1. 政策体系上の位置付け

厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は施策中目標に当たり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】

基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること			
施策大目標分野	1	2	3
	老後の所得保障	高齢者雇用就業	健康・生きがいづくり、介護保険

施策中目標

1	国民に信頼される公的年金制度の構築
2	公的年金制度の信頼を確保するため、適正な事業運営を図ること
3	企業年金等の健全な育成を図ること
4	企業年金等の適正な運営を図ること

【政策体系（文章）】

基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること

施策中目標4 企業年金等の適正な運営を図ること

（関連施策）

「企業年金等の健全な育成を図ること」（IX－1－3）は、企業年金制度等において、より確実な給付環境を整備することで、企業年金等の普及・促進を図るという点で、本施策と関連しています。

（予算書との関係）

本施策は、予算書の以下の項目に対応しています。

（項）企業年金等普及促進費（一部）

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標） 企業年金制度等の適正な運営を図ること

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額) (百万円)	－	－	2,460	2,579 (2,551)	1,506

※平成20年度以降予算上の項の組み替えがあったため、それ以降を記載しています。

平成20年度の決算額については、項「企業年金等普及促進費」で計上したため、それ以降を記載しています。

3. 施策を取り巻く環境 — 評価の前提

（1）施策の枠組み（根拠法令、政府決定、関連計画等）

○厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

厚生年金基金制度は、企業が厚生年金基金という公法人を設立し、国の老齢厚生年金の一部を国に代わって支給するとともに、企業の実情に応じて独自の上乗せ給付を行うことにより、従業員により手厚い老後保障を行うことを目的としています。生活水準の向上や経済・投資環境の変化などを踏まえ、制度の充実・改善が図られてきましたが、確定給付企業年金法の制定により、代行部分を国に返し（代行返上）、確定給付企業年金へ移行することも認められるようになっていきます。

○国民年金法（昭和34年法律111号）

国民年金基金制度は、自営業者等の第1号被保険者が、国民年金に加え、所得等に応じて加入口

数や給付の型を自らが選択することにより、老後の所得保障の充実を図ることを目的としています。国民年金しかない自営業者等と、国民年金に上乗せして厚生年金・厚生年金基金等のあるサラリーマンとの格差を是正する観点から、国民年金の上乗せ給付を行う仕組みとなっています。

○ 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）

確定給付企業年金制度は、厚生年金基金と異なり、国の厚生年金の代行を行わず、上乗せの年金給付のみを行う仕組みです。厚生年金基金制度は、代行給付があるために終身年金を原則とする等の制約があり、また、近年の資産運用環境の悪化等により財政状況が大変厳しいものとなったことから、代行を行わず、労使の自主性を尊重しつつ、受給権の保護等を確保した企業年金制度として、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援することを目的としています。

○ 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）

確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用益との合計額をもとに将来の給付額が決定される仕組みです。従来の確定給付型の企業年金に加えて、新たな選択肢として、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化、雇用の流動化等の社会経済情勢の変化に十分に対応し、老後の生活への備えを一層安定したものとすることを目的としています。

（2）現状分析（施策の必要性）

【企業年金等の未請求者対策】

○企業年金等（注）は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期における所得確保を図るための制度です。

（注）本施策中目標では、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定給付企業年金、国民年金基金の4種類を指しています。

○事業主や従業員の自主的な努力に基づき、老後の所得確保を図る企業年金等については、給付が確実かつ適切に行われることが非常に重要です。

○しかしながら、年金支給開始年齢に達する前に企業を退職し、厚生年金基金等を脱退した方が、当該年齢までの間に転居されたため住所を把握できなくなり、年金裁定請求書を送付することができない等の理由により、年金の受給要件を満たしているにもかかわらず給付の申請を行っていない方（未請求者）が多数存在している状況です。

※企業年金連合会においては143.3万人、厚生年金基金においては14.6万人、
国民年金基金連合会においては2,354人、国民年金基金においては5,316人

○各企業年金等においては未請求者の解消に向けた様々な取組を行っているところですが、厚生労働省としても、企業年金等において、確実に年金給付が行われ、適正な運営が行われるよう、引き続き環境整備、必要な指導を行っていく必要があります。

【国民年金基金における給付費負担金】

○国民年金基金は、国民年金の付加年金相当分をその給付の中に含んでいるため、付加年金と同様に給付の一部（4分の1）を法令に基づき国が負担しています。

(3) 施策実施上の留意事項（総務省、会計検査院等による指摘）

特になし

4. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。施策小目標ごとの詳細な評価は、5. を参照下さい。

(指標・目標値) 受給権者に占める未請求者の割合：前年度以下の割合

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	受給権者に占める未請求者の割合 (前年度以下／毎年度)	—	20.8	21.9	19.4	—
達成率		—	—	0%	100%	—
【調査名・資料出所、備考等】						
厚生労働省調べ 企業年金連合会「事業の実施状況に関する報告について」 国民年金基金連合会「国民年金基金・国民年金基金連合会の年金支給について」						
参考統計		H17	H18	H19	H20	H21
1	企業年金連合会における未請求者数	—	124.1万人	147.1万人	143.3万人	—
2	厚生年金基金における未請求	—	13.7万人	14.4万人	14.6万人	—

	者数					
3	国民年金基金連合会における未請求者数	—	2,822人	3,062人	2,354人	—
4	国民年金基金における未請求者数	—	5,318人	4,878人	5,316人	—
【調査名・資料出所、備考等】 厚生労働省調べ 企業年金連合会「事業の実施状況に関する報告について」 国民年金基金連合会「国民年金基金・国民年金基金連合会の年金支給について」						

(指標の分析：有効性の評価)

○指標として設定している未請求者の割合については、減少しています。

→ 老後の所得確保を図るため、企業年金等に加入した方々について、より確実に年金給付が行われるよう取組を進めてきており、「老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図る」という目的に対し、本施策は有効であると考えられます。

(効率性の評価)

○国が費用を負担し、直接的に老後所得保障を行うのではなく、未請求者対策など企業年金等における適正な運営・確実な給付に向けた取組を支援することにより、国民の老後の所得保障の充実を図るという目的を果たしており、本施策は効率的であると考えられます。

(今後の方向性)

○企業年金等において、確実に年金給付が行われるよう、日本年金機構との連携を更に推進していく等、引き続き未請求者の解消に向けた取組を進めていきます。

○未請求者解消のための対策として、企業年金等が住基ネットから住所情報の提供を受けることを可能とする等の制度改善を盛り込んだ「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（年金確保支援法案）」（国会提出中）が成立した場合には、迅速かつ的確に施行準備を進めます。

5. 評価と今後の方向性（施策小目標ごと）

施策小目標ごとの評価と今後の方向性は次のとおりです。指標・目標値の動きは別図を参照下さい。また、個別の事業ごとの評価は別表を参照下さい。指標の出典等は9. 参考を参照下さい。

(1) 施策小目標1「企業年金制度等の適正な運営を図ること」関係

(指標・目標値) 受給権者に占める未請求者の割合：前年度以下の割合

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	受給権者に占める未請求者の割合（前年度以下／毎年度） ※施策中目標の指標1と同じ	—	20.8	21.9	19.4	—
達成率		—	—	0%	100%	—
【調査名・資料出所、備考等】						
厚生労働省調べ 企業年金連合会「事業の実施状況に関する報告について」 国民年金基金連合会「国民年金基金・国民年金基金連合会の年金支給について」						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	企業年金連合会における未請求者数	—	124.1万人	147.1万人	143.3万人	—
2	厚生年金基金における未請求者数	—	13.7万人	14.4万人	14.6万人	—
3	国民年金基金連合会における未請求者数	—	2,822人	3,062人	2,354人	—
4	国民年金基金における未請求者数	—	5,318人	4,878人	5,316人	—
【調査名・資料出所、備考等】						
厚生労働省調べ 企業年金連合会「事業の実施状況に関する報告について」 国民年金基金連合会「国民年金基金・国民年金基金連合会の年金支給について」						

(事務事業等の概要)

○厚生年金基金や企業年金連合会においては、確実に年金給付が行われ、適正な運営が行われるための未請求者解消のための対策として、平成21年度は以下のような取組を行っています。

①日本年金機構が管理する住所情報の活用による裁定請求書の送付。（平成20年度～）

※平成22年1月より、日本年金機構から住所情報が提供される頻度を、年2回から毎月に変更。

※当該情報提供を活用し、平成20年度、21年度の2年間で約71万人の住所が判明。

- ②「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」、「厚生年金加入記録のお知らせ」に連合会の企業年金コールセンターの連絡先を掲載するとともに、同センターの相談体制を強化。（平成19年度～）
- ③連合会が厚生年金基金から中途脱退者等に係る年金支給義務を承継したことについて、連合会から中途脱退者等にお知らせを送付する際に、当該文書に住所・氏名の変更が必要であることを明記するとともに、住所・氏名変更届を同封。（平成19年度～）
- ④未請求者の多かった企業年金連合会に対して、徹底的に未請求者の解消に努めるとともに、定期的に、未請求者の状況や解消に向けた取組の実施状況を厚生労働大臣に報告するよう指示。（平成19年度～）
 （参考）大臣に対する取組の実施状況報告
 第1回目：平成19年12月に18年度末時点の状況を報告
 第2回目：平成20年8月に19年度末時点の状況を報告
 第3回目：平成21年9月に20年度末時点の状況を報告
- ⑤厚生年金基金については、現状把握に努めるため、未請求者及び住所不明者等の実態調査を実施し、毎年公表。（平成19年度～）

○また、企業年金連合会・厚生年金基金における取組を支援する観点から、国において、企業年金が住民基本台帳ネットワークから住所情報の提供を受けることを可能とする等の制度改善を盛り込んだ「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（年金確保支援法案）」（継続審議中）を第174回国会に提出。

（評価と今後の方向性）

- 現在の取組については、未請求者の解消に資するよう引き続き実施していきます。
- 今後、厚生年金基金の加入履歴のある方に対する注意喚起など日本年金機構との連携を更に推進していきます。
- 「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（年金確保支援法案）」（継続審議中）が成立した場合には、企業年金が住基ネットから住所情報の提供を円滑に受け取ることができるよう迅速かつ的確に施行準備を進めます。

6. 施策の随時の見直し — 現状把握の取組

厚生労働省では、施策の随時の見直しや将来の企画立案に活かすべく、現状把握の取組を行っており、そのうち主なものは以下のとおりです。

月	件名	内容	その後の対応
随時	厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の分析	対応状況を、毎週記者発表し、HPに掲載している。	厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の分析
定期的	厚生年金基金における未請求者数についての調査	各厚生年金基金における未請求者に関して調査し、HPにて公表している。	企業年金等による未請求者対策の分析

7. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上 (増額/現状維持/減額)
- ・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし。

8. 有識者の知見の活用について

本評価書は、原案を上智大学の森戸英幸教授にご覧頂き、その際に頂いたご指摘を踏まえ、作成しています。

なお、頂いた主なご指摘としては、以下の通りです。

- ① 厚生年金基金は、国の公的年金の一部を代行するという特徴的な制度であり、当該代行部分を含む年金の未請求解消に向けた取組みは重要である。
- ② 年金の請求そのものは、基本的には御本人の判断に委ねられる事項だと考えるが、制度の周知不足等の事情により、受給権者本人が、権利を有していることに気づいていないことも考えられることから、今後とも、未請求者に対する周知等を積極的に行っていくことが重要である。

9. 参考

本評価書中で引用した各種のデータ・情報等は以下のサイトで確認できます。
サイト名について特に記載のないものは、厚生労働省ホームページです。

3 (2) 関係

○企業年金連合会における未請求者数（平成 21 年 9 月 1 日公表）

（企業年金連合会 HP）（<http://www.pfa.or.jp/gaiyo/hokoku/hokoku01.html>）

○厚生年金基金における未請求者数（平成 21 年 12 月 25 日公表）

（<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000003js9.html>）

○国民年金基金・国民年金基金連合会の未請求者数（平成 21 年 11 月 5 日）

（国民年金基金・国民年金基金連合会 HP）（<http://www.npfa.or.jp/kouhyou.html>）

4 関係

○「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（年金確保支援法案）」（国会提出中）の案文等

（<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/174.html>）

6 関係

○厚生労働省に寄せられた意見・苦情の分析（毎週記者発表）

（http://www.mhlw.go.jp/iken/bosyu_voice.html）

10. 添付資料等一覧

本評価書の添付資料は以下のとおりです。

別表1－1 「国民年金基金連合会への事務費補助」（事業評価シート）

①施策目標番号	②責任課室(課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標(アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値(達成水準/達成時期)	⑧最新値(年度)【達成率】										
基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること																	
IX-1-1	年金局総務課(課長:古都賢一)	IX-1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること	IX-1-1 国民に信頼される公的年金制度の構築		< 施策中目標に係る指標 >												
					1	所得把握調査・海外調査の実施状況	平成22年度中に調査を実施、調査内容を整理・分析。	-									
					2	制度の改善に向けた企画立案状況	必要な制度改正	年金確保支援法案を国会に提出(平成21年度)									
						3	社会保障協定の締結に向けた当局間協議新規開始国数	1カ国以上/毎年度	3カ国(21年度)【300%】								
			施策小目標1: 年金局年金課(課長:梶尾雅宏) 年金局数理課(課長:安部泰史)	施策小目標1	新しい年金制度の制度設計を着実に進める	・新しい年金制度の制度設計に向けた情報収集及びシステム開発の準備	< 施策小目標に係る指標 >										
							所得把握調査・海外調査の実施状況 ※施策中目標に係る指標1と同じ	平成22年度中に調査を実施、調査内容を整理・分析。	-								
						財政計算システムの開発状況	平成22年度末までに概算システムの作成と新制度の検討に必要な年金額分布推計を行うためのシステムの基本設計を行う	-									
			施策小目標2: 年金局年金課(課長:梶尾雅宏) 年金局数理課(課長:安部泰史) 年金局総務課(参事官(資金運用担当):渡辺由美子) 公的年金各制度の財政状況の報告聴取事業等: 年金局総務課(首席年金数理官:石原公一郎)	施策小目標2	現行の公的年金制度の改善	・公的年金制度の改善に必要な制度面・運用面での点検と見直し ・公的年金各制度の財政状況の報告聴取事業 ・平成21年財政検証・財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証事業	< 施策小目標に係る指標 >										
							制度の改善に向けた企画・立案状況 ※施策中目標に係る指標2と同じ	必要な制度改正	年金確保支援法案を国会に提出(平成21年度)								
							年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討状況	年金積立金管理運用独立行政法人の第二期中期目標の策定、中期計画の認可/平成21年度 「年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会」における検討について平成22年年央をメドに中間とりまとめ、平成22年中をメドにとりまとめ(予定)/平成22年度	年金積立金管理運用独立行政法人の第二期中期目標の策定、中期計画の認可/平成21年度 「年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会」における検討について平成22年年央に中間とりまとめ/平成22年度								
施策小目標3: 年金局国際年金課(課長:小出顕生)	施策小目標3	国際化の進展への対応を図ること	・年金通算協定事業の推進 ・外国人に係る年金制度の企画・立案 ・外国の年金制度に関する調査・研究	< 施策小目標に係る指標 >													
				社会保障協定の締結に向けた当局間協議新規開始国数 ※施策中目標に係る指標3と同じ	1カ国以上/毎年度	3カ国(21年度)【300%】											
評価予定表				<table border="1"> <tr> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>実績【重】</td> <td>実績【重】</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> </tr> </table>		19	20	21	22	23	実績【重】	実績【重】	実績	モニ	実績	備考	
19	20	21	22	23													
実績【重】	実績【重】	実績	モニ	実績													

①施策目標番号	②責任課室 (課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標 (アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値 (達成水準/達成時期)	⑧最新値 (年度) 【達成率】										
基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること																	
IX-1-2	年金局事業企画課 (課長：宮本真司)	IX-1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること	IX-1-2 公的年金制度の信頼を確保するため、適正な事業運営を図ること		＜施策中目標に係る指標＞												
					1 年金記録問題への対応状況	平成25年度までにできる限りの取組を進める。	—										
					2 日本年金機構法（平成19年法律第109号）第33条第1項の規定に基づく中期目標に掲げる事項の進捗状況	中期目標に掲げる事項の取組を進める。	—										
	施策小目標 1：年金局事業管理課（課長：橋本泰宏）		施策小目標1 年金記録問題の解決に向けた取組を着実に進めること（日本年金機構が実施する公的年金制度の運営に関する評価については、日本年金機構法に基づき厚生労働大臣が行う業務実績評価によるものとする。）	・公的年金制度所管省との連携 ・日本年金機構への監督・支援、機構との連携	＜施策小目標に係る指標＞												
					年金記録問題に関する未解明事案についての実態解明の状況	未解明事案について実態解明を進めるため、各種サンプル調査等を実施する。	—										
					基礎年金番号に未統合になっている記録の統合や解明の状況	「ねんきん特別便」等の回答に係る記録確認作業を進める。	—										
					受給者・加入者の年金記録の確認の状況	受給者・加入者の年金記録について、「ねんきん特別便」等による確認作業を行う。	—										
					紙台帳検索システムによるコンピュータ記録と紙台帳の突合せの状況	平成22年度中に紙台帳検索システムを構築し、当該システムを用いて、紙台帳等とコンピュータ記録との突合せを、優先順位をつけた上で効率的に実施し、一期4年で全件照合する。	—										
					年金記録の訂正や再裁定後の年金の支給の処理状況	年金記録の統合状況等に応じて、再裁定の迅速な処理を行うための体制を整備する。	—										
					標準報酬等の遡及訂正事案についての実態解明や記録回復の状況	一定の条件を満たす場合には年金事務所段階での記録回復を進める。	—										
					ねんきん定期便や常に年金記録が確認できる仕組みによる加入者情報の提供の状況	「ねんきん定期便」を実施するほか、自分の年金記録を常に確認可能とする仕組みを構築する。	—										
	施策小目標 2：年金局事業管理課（課長：橋本泰宏）		施策小目標2 公的年金制度の適正な事業運営を図ること（日本年金機構が実施する公的年金制度の運営に関する評価については、日本年金機構法に基づき厚生労働大臣が行う業務実績評価によるものとする。）		＜施策小目標に係る指標＞												
					国民年金の適用の状況	20歳到達者について職権による適用事務を実施するなど、国民年金の適用を促進する。	—										
					厚生年金保険等の適用の状況	重点的加入指導等について、できるだけ早い時期に平成18年度の実績水準の回復を目指す。	重点的加入指導実施事業所数 1,652事業所 (平成20年度)										
					国民年金の納付率の状況	低下傾向に歯止めをかけ、回復させる。	国民年金の現年度納付率62.1% (平成20年度)										
					厚生年金保険等の徴収の状況	厚生年金保険等の保険料収納に係る口座振替実施率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保する。	口座振替実施率（厚生年金保険） 81.9% (平成20年度)										
					年金給付事務の所要日数の目標（「サービススタンダード」）の達成の状況	毎年度の達成率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保するとともに、設定したサービススタンダードについて、最終年度において当該達成率を90%以上とする。	(例) 老齢厚生年金（加入状況の再確認を要するもの）のサービススタンダードの達成率76.1% (平成20年度)										
					年金相談の実施状況	待ち時間短縮のための取組を進める。	—										
					お客様の声を反映したサービス改善策の実施の状況	各年金事務所に「ご意見箱」を設置するなど、具体的なサービス改善の取組を進める。	—										
					社会保険関係の主要手続に係るオンライン利用率	平成23年度末においてオンライン利用率65%を目指す。	(例) 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届 46% (平成20年度)										
			評価予定表		備考												
			<table border="1"> <tr> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> </tr> </table>		19	20	21	22	23	—	—	—	モニ	モニ			
19	20	21	22	23													
—	—	—	モニ	モニ													

①施策目標番号	②責任課室 (課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標 (アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値 (達成水準/達成時期)	⑧最新値 (年度) 【達成率】	
基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること								
IX-1-3	年金局企業年金国民年金基金課(課長:中村博治)	IX-1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること	IX-1-3 企業年金等の健全な育成を図ること		＜施策中目標に係る指標＞			
					1	企業年金等の加入者数	1,539万人 (平成21年度末) 1,685万人 (平成22年度末)	1,419万人 (平成20年度末)
			施策小目標1	企業年金制度等の健全な育成を図ること	・企業年金の制度改善事業 ・退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止	＜施策小目標に係る指標＞		
				企業年金等の加入者数 ※施策中目標に係る指標1と同じ	1,539万人 (平成21年度末) 1,685万人 (平成22年度末)	1,419万人 (平成20年度末)		
				制度の改善に係る企画立案状況	必要な制度改正	年金確保支援法案を国会に提出 (平成21年度)		
			評価予定表			備考		
			19	20	21	22	23	
			モニ	実績	モニ	実績	モニ	

①施策目標番号	②責任課室 (課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標 (アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値 (達成水準/達成時期)	⑧最新値 (年度) 【達成率】										
基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること																	
IX-1-4	年金局企業年金国民年金基金課 (課長：中村博治)	IX-1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること	IX-1-4 企業年金等の適正な運営を図ること		＜施策中目標に係る指標＞												
				1 受給権者に占める未請求者の割合	前年度以下の割合/ 毎年度	19.4% (平成20年度末)											
						厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会における値の合計値											
			施策小目標1 企業年金制度等の適正な運営を図ること	・企業年金等適正運営事業	＜施策小目標に係る指標＞												
				受給権者に占める未請求者の割合 ※施策中目標に係る指標1と同じ	前年度以下の割合/ 毎年度	19.4% (平成20年度末)	厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会における値の合計値										
			評価予定表		備考												
			<table border="1"> <tr> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> </tr> </table>		19	20	21	22	23	モニ	実績	モニ	実績	モニ			
19	20	21	22	23													
モニ	実績	モニ	実績	モニ													

政策評価体系上の位置付、通し番号		区-1-4-(1)							
事業評価シート									
予算事業名		国民年金基金連合会への事務費補助		事業開始年度		平成3年度			
担当部局・課室名 作成責任者		年金局 企業年金国民年金基金課 (課長 中村 博治)							
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)		①国民年金法第137条の15第1項及び第2項 ②確定拠出年金法第2条第3項及び第5項							
関係する通知、計画等									
予算体系		(項)企業年金等普及促進費 (大事項)国民年金基金等助成に必要な経費 (目)国民年金基金連合会事務費補助金							
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施							
		<input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:)							
		<input checked="" type="checkbox"/> 補助金(直接・間接) (補助先: 国民年金基金連合会 実施主体: 国民年金基金連合会)							
		<input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()							
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	3/12	常勤役員数	3/3	非常勤役員数	0/7	監事等	0/2	
	職員総数	28	内、官庁OB	1	役員報酬総額	51百万円	官庁OB役員報酬総額	51百万円	
	積立金等の額	1兆2,486億円	内訳	年金積立金		今後の活用計画	年金給付費の財源		
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	国民年金基金連合会(以下「連合会」という。)への事務費補助金は、基金を短期間で脱退した者及び解散基金加入員(以下「中途脱退者等」という。)について、個別の基金で長期間にわたり年金記録を管理し、給付することは困難かつ非効率であることから、法律の規定により連合会が年金の支給義務を引き継ぎ、老後に年金支給を行うこととされており、その円滑な事業運営を図るため事務費の一部を補助しているものである。 また、連合会は、確定拠出年金法に基づき、確定拠出年金の個人型年金(以下「個人型年金」という。)の加入資格の確認、拠出限度額の管理及び加入者等原簿の管理等を行うこととされており、その円滑な事業運営を図るため事務費の一部を補助しているものである。							
	対象 (誰/何を対象に)	国民年金法及び確定拠出年金法に基づき中途脱退者等に対する年金給付事業及び個人型年金の事業の管理運営事業を行う連合会							
	事業/制度内容 (手段、手法など)	連合会に対し、以下の経費の一部を対象として補助しているものである。 ①中途脱退者等に係る記録の承継通知、裁定請求書、年金証書等の作成・発送等 ②個人型年金の事業の管理・運営に必要な電算機借料、通知書等印刷・郵送費等							
コスト	平成22年度予算額		人件費						
	事業費	206	百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数		
	人件費		百万円		担当正職員		千円		人
	総計	206	百万円		臨時職員他		千円		人
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額		地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	1,205							
	H19(決算上の不用額)	0							
	H20(決算額)	1,187							
	H20(決算上の不用額)	0							
	H21(予算(補正込))	1,150							
	H21(決算見込)	1,150							
H22予算	206								
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	205,504千円 (8.8%)								
事業/制度の 必要性	中途脱退者に対する年金給付事業等は、個別の基金で長期にわたり年金記録を管理し、給付することは困難かつ非効率であることから、「国民年金法」の規定により連合会で行うこととされている。当該事業は、本来公的年金の一部である国民年金の付加年金相当額を含む年金の支給を行うものであることから、その事務費の一部を補助しているものである。 また、個人型年金は、企業型年金加入者等の離転職に伴うポータビリティを確保するうえで極めて重要な制度であり、確実かつ適正な実施を確保する必要があることから、当該制度の実施に要する事務費の一部を補助しているものである。								
他省庁、自治体、民間 等における類似事業	—								

政策評価体系上の位置付、通し番号		区-1-4-(1)				
事業評価シート						
予算事業名		国民年金基金連合会への事務費補助		事業開始年度	平成3年度	
担当部局・課室名 作成責任者		年金局 企業年金国民年金基金課 (課長 中村 博治)				
他省庁、自治体、民間等との連携・役割分担		-				
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		国民年金基金の中途脱退者に係る国民年金基金連合会への移換人数(累計)	万件	36.3	38.1	40.6
		国民年金基金の中途脱退者に係る年金受給者数	万人	2.4	3.1	4.0
		国民年金基金の中途脱退者に係る年金支給総額	億円	41.0	55.8	67.1
		個人型年金加入者数	万人	9.3	10.1	11.2
		個人型年金運用指図者数	万人	10.1	13.8	18.6
	予算執行率		%	100	100	100
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】(達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分析。適宜アウトプット指標に言及)		連合会が行っている年金給付事業は、中途脱退者等に対する通算年金の支給を行うものであり、年々増加する年金受給者に対し、確実に年金を支給する仕組みとして当該事業は必要であることから、連合会に対して、引き続き適正な年金支給に努めるとともに、未請求者の解消に努めるよう指導してまいりたい。また、個人型年金は、企業型年金加入者等の離転職に伴うポータビリティを確保するうえで極めて重要な制度であり、確実かつ適正な実施を確保する必要があることから、当該制度の管理運営事業を行っている国民年金基金連合会に対して、引き続き確実且つ適正な事業の実施に努めるよう指導してまいりたい。				
今後の方向性	見直しの方向性 (より効率的・効果的な事業とする観点から) (担当部局案)	連合会に対する事務費補助金については、これまでも効率化・縮減を図ってきたところであるが、平成20年度決算では、事業経費24.9億円のうち、11.9億円(47.8%)の補助となっていたところ。連合会の平成22年度予算では、昨年の行政刷新会議の事業仕分け結果により、国からの補助金の削減(対前年度比△82.1%の2.1億円)を受けて、電算借料の一般競争入札やプログラム開発費及び事務所賃借料の契約先との交渉等による経常経費の見直し及び削減等を行い、それ以外の事業経費は独自財源により賄っている。平成23年度における補助金については、一層精査し、削減について検討していく考えである。なお、個人型年金の事業の管理・運営に必要な経費については、加入者の手数料及び補助金により賄っていることから、事業内容の一層の精査及び手数料増を図ることにより、補助金の削減に努めていく考えである。				
	平成23年度予算の方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業の例など)		-				
特記事項 (事業/制度の沿革、これまでの予算の削減に向けた取組み、目標達成のための関連事業等)		(沿革) ・国民年金基金連合会事務費補助金 「国民年金法等の一部を改正する法律」(平成元年法律第86号)による国民年金基金制度の実施を受け、平成3年度より創設。 「確定拠出年金法」(平成13年法律第88号)により平成13年度から対象経費に個人型年金を追加。 これまでも、連合会への事務費補助金の対象経費の見直し等を行うことにより、効率化を図ってきたところであるが、平成22年度予算においては、昨年の行政刷新会議の事業仕分けにおいて、一層の縮減等を求められたことを踏まえ、事務費の見直し及び縮減、年金積立金の活用により対前年度予算比△82.1%の2.1億円に縮減している。				